

## テーマ I 君が代強制に抗して

# 高校教育現場では

平野 美優樹

も明白です。

## 一 はじめに

文部省は、一九八九年三月現行の指導要領を「告示」し、「国旗・国歌」については、「入学式・卒業式などにおいては、その意義をふまえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」との表現に改訂しました。

ちなみに、以前の七七年指導要領では、「国民の祝日などにおいては儀式などをを行う場合には、これらの祝日の意義を理解させるとともに、国旗を掲揚し、国歌を斉唱させることが望ましい」となっていました。

この改訂は、人びとの教育に対する願いとは、大きくかけ離れた改訂であることが、当時の世論調査結果から

- ・ 当然の措置だと思う。 三二・三%
- ・ 国旗の掲揚や国歌の斉唱には賛成だが、強制するものではなく、その必要はない。 五三・四%
- ・ 国旗の掲揚や国歌の斉唱そのものに反対なので、この措置はよくない。 七・一%
- ・ その他 ○・四%
- ・ 答えない 六・七%

という結果となっています。

「賛成だが、強制反対」という一見アンバランスな項目に対して五割以上の人ご回答したことについては、詳細な分析が必要と考えますが、その記事のコメントは、「一九七五年調査と比べてもほとんど変化はなく、強制色が強まることには『それはご免』とする意見がほぼ半数といった分布は定着しているようだ」と述べています。

このような世論状況の中で、「八九年指導要録」告示以後、全国の公立学校に「日の丸・君が代」が強制されていきました。

世論調査を紹介しましたが、私たちは、新聞の世論調査を「強制」排除の根拠として、取り組みを進めていくものではありません。あくまでも、子どもたちの呻吟している現実と、子どもたちの未来の保障をその根拠として取り組みを進めてきました。

ここでは、強制に対する取り組み経過を高校現場から概観する中で、広島県教育行政の脱教育性と、「広島の教育」が「日の丸・君が代」強制にどう教育的に対峙してきましたかを明らかにしていきたいと考えます。。

## 二 どのように強制してきたか

「八九年指導要録」は小学校が九二年、中学校が九三年、高等学校が九四年から実施される予定となっていましたが、文部省は「道徳」と「日の丸・君が代」については、移行措置と称して九〇年四月から実施する通達を出し、本格実施に先立ち強制してきました。

当時の広島県内の「日の丸・君が代」の掲揚率・斉唱率は全国レベルと比較すると、かなり低い水準にありました。そこで、広島県教育委員会（県教委）は、さまざまな策を弄して強制を試みました。県立学校五校の校長に「職務命令（職命）」を出させたのは「移行措置」開始直後、九〇年の入学式でした。また、県教委職員を学校に派遣しての暴力的な強制、管理職（校長）自身を含む教職員人事をテコにしての校長への恫喝等あらゆる手段・方法を使って、実施率の向上をもくろみました。県立高校の八九年卒業式と九〇年入学式の実施率を比べると、日の丸は一五%→三四%、君が代は四%→一九%と上昇しました。

前述の「職命」については、広島県高等学校教職員組合（高教組）は県教委と次の「確認」をし、事後の歎止めとしました。

### 混乱の終結について

本来、教育内容にかかる日の丸・君が代問題については、教職員の意識統一が必要であると考えている。

右の観点に立って、広島県教委としては、これまでにも明言してきたように、「職命」などによる強制は、極力回避するよう努力したが、特定少數の学校においては、「職命」が発令され、その後の学校運営に混乱が派生するような状況になつてゐる。

校長として、「職命」を出さなければ、入学式当日の混乱が收められなかつたという状況に至つたことについては、県教育委員会の組合に対する事前の話し合いや、校長に対する指導が不十分であつたことや、組合の硬直した抵抗があつたことなどにもその原因があり遺憾に思つてゐる。

以上の見解に立ち、県教委としても、日の丸掲揚等については、四月一日に出した「国旗・国家の指導についての基本認識」に基づき、今後十分な教育内容の用意をし、教職員・教職員組合などに理解を求める努力をする。

上述の基本認識ならびに決意を踏まえ、当該学校長および教職員全員が同一テーブルについて、真摯に話し合いをもち、一刻も早く、不正常な状態が克服されるよう強く希望する。

一九九〇年四月一一日

指導室長

脇 康治 印

文中に四月一日の「国旗・国家の指導についての基本認識」という文書がありますが、入学式・卒業式は学校の教育活動であり、その教育内容をどう学校として整えるかを、一貫して高校教育現場では論議してきました。

その後、この「基本認識」では日の丸・君が代の害毒が鮮明になつていないという高教組の指摘に対し、県教委は九〇年七月六日付け「新学習指導要録における『国旗』・『国歌』の指導のために」を出しました。

その一方で、九〇年二二月県会において、教育長は「国旗・国歌の指導に当たりましては、学習指導要録のとり実施されるよう、あらゆる機会を通じて強力な指導を行い、毅然として対処して参る所存でございます」と、処分をすることも辞さないという内容の答弁しました。

この答弁について、県教委は高教組に対し、岡田教育部長名で、次の確認しています。

月一九日に、全国的にみてもきわめて異例であり、双方の取り組み経過を一方的に反故にする「通知」を出してきました。

その「通知」の別紙には次のような、なりふり構わぬ対処法が記されています。

### 交渉内容の確認

○ 日の丸・君が代は教育内容として取り扱わなくてはならない。教育原理としては、教育内容の創造、学校運営等は、校長を含む教職員の合意形成の中ではなされるのが望ましい。処分を背景とした職命によって強制的に扱うことは教育になじまない。

日の丸・君が代の扱いにあたっては、戦前の天皇制イデオロギーや植民地支配の歴史的事実を隠蔽することに援用されないよう留意しなければならない。

一九九〇年一二月二六日

教育部長  
岡田 孝章  
印

### 別紙

卒業式、入学式における国旗・国歌の取り扱いについて

1

県教委の基本方針に基づいて実施すること  
① 新学習指導要領及び移行措置のとおり実施すること

2

② 関係者の理解と協力を得るよう努める。  
③ 最終的には校長の責任で実施する。

具体的には、次のように対処すること。

(1) 校長は、実施阻止の方向での話し合いには応じないこと、また、話し合いの形態が実施阻止の方

向であると判断した場合は、話し合いを打ち切ること。

このような確認の中にもあっても、県教委は、九一年二

- (2) 実施は、校長としての当然の責務であり、最終的に理解が得られなくても、校長の責任で実施すること。
- (3) 生徒への指導がなされていない場合には、校長が式辞等の中で指導すること。
- (4) 校長の責任による実施を妨害したり、式への非協力等、公務の円滑な遂行を阻害するような行動がある場合には、服務監督者たる校長として、毅然として対処し、県教委へ状況を報告すること。

このように、県教委は、教育理念では教育現場との一定の合意形成をはかるポーズをとりながらも、「日の丸掲揚・君が代斉唱」強制実施の一点については、教育行政が「教育」を忘れ、権力的対応を繰り返し続けました。「教育」についての権利は、民衆の権利です。権力が「教育してやる」との前時代的発想は思想の管理・統制以外の何物でもありません。ましてや、時の國家権力の都合である「日の丸・君が代」等の強制は厳に否定されるべきものです。

○年卒業式と実施率が上昇しましたが、九一年入学式は前述の「通知」にもかかわらず、わずかに実施率が低下しました。いったんは「強制」に抗しきれず実施した学校も、その後の校内論議において「強制」の問題性を整理し、論議を継続した結果です。

九四年にアジア大会、九六年には国体が広島県において開催されることが予定されていました。それとともにない京都・沖縄と同じような「日の丸・君が代」の徹底した「強制」が予想されました。

教職員の間では、どうすれば「日の丸・君が代」の「強制」に対抗できるのか、どうすれば差別を否定し、人権を確立する教育を守り、発展させていくことができるのかといった議論がなされました。その一方で、仕掛けられた混乱であるにせよ、その混乱を收拾する方策を摸索する努力が精力的に行われました。

校長協会提案「日の丸・君が代の取り扱いについて」を高教組が受け入れるにあたってなされた議論を第二十九回拡大委員会（1991／12／17）の議案書より引用します。

移行措置の中、県立学校においては九〇年入学式・九

### 三 二・二八教育長見解

三、今後の具体的な闘いの進め方

①経過と情勢

ア …略  
イ …略

ウ ところが校長会は、一二月三日の理事会を経て、一二月五日に次のような提案をしてきました。

#### 日の丸・君が代の取り扱いについて

基本的には一九九〇年一二月二六日「岡田教育部長の確認」に立って、首標の整理を以下のようにするものとする。

一、日の丸の取り扱いについては、原則として学校の自主性、主体的判断によるものとするが、当面、三脚で会場に設置することを基本に双方努力する。  
二、君が代についても、その実施は原則的に当該校の自主的、主体的判断によるものとするが、歌詞の解釈をめぐっては種々の議論があり。それが君が代を実施するに当たっての混乱派生の要因になるという事実に立ち、新たな混乱は回避するという方向で双方努力する。

三、校長、教職員ともに力を合わせて、できるだけ速やかに教育内容の形成ならびに実施ができるよう努力する。

以上の整理をもって日の丸・君が代についての混乱を当面整理するものとする。

#### ②たたかいの基本

ア 「日の丸・君が代」強制によって、文部権力・資本の側が目指しているのは、それを強制によってでも実施させることによって、戦争中日本が犯した侵略や植民地支配の歴史的事実を隠蔽し、それなくとも单一民族観に陥っている私たちの「民族意識」をことさら高揚させ、民族としての融和と排除を強化していく、結果的には天皇制イデオロギーを普遍化し、天皇を頂点とした身分的ヒエラルキーを作り出していくことです。そこで身分差別は増幅し、被差別者への抑圧は強化されていきます。こういう方向こそ、「二世紀「国際社会」という中で日本はまさに孤立化を余儀なくされていくことは火を見るより明らかです。

それ故、日の丸・君が代強制阻止闘争の要は、

それらを実施する、しないに終始することなく（今までの闘いが応戦という形での敵の土俵にのめり込まってきたことを深く反省し）文部権力の真のねらいに対峙していく闘いを開拓していくかねなりません。

すでに県内の端倪すべからざる一部右翼勢力は、

当然のことながらこちらの戦略を見抜いて、こういう整理を妨害するための抗戦を見始めています。まさに文部権力のねらいを痛撃していく教育内容の創造とその実践化こそ焦眉の急であります。

イ それがためには、「掲げる、掲げない、歌う、歌わない」という混乱を回避し、民主教育の確立を組織的に果たしていかなくてはなりません。このことが当面、日本の孤立化を回避することになり、また私たち教職員の魂を売らずにすみ、被害を子どもたちに及ぼさなくてすむのだという共通認識こそ大切です。

ウ 今後を展望する中、「完全にやられても魂だけは売らない」という闘いは、一定の気概とロマンティシズムではあります、何が大切なことなのかを組織的に確認し、可能なことを最大限追究し、

実現していくことこそ大切であるとの考えに立つものです。

エ 以上が現段階では最良の決断とし、さらには以下に提起する内容を着実に実施していくことを視野に入れつつ、前掲の校長会提案を受け入れることとします。

③具体的たたかいの進め方…以下略

高教組と校長協会の「整理」によって、卒業式・入学式の形態についての方向性が組織的に確認されました。

しかし、それまで「日の丸・君が代」を実施していくかった学校を中心に生徒・保護者・地域と教職員の間で混乱が生じました。それは、この強制反対の運動を教職員が十分に教育内容化していないことと、人権を確立する教育創造のために密接に連携してきた部落解放運動、すなわち差別の強化、教育の管理・統制の強化によつてもつとも厳しい状況に押し込められる人びとの連帯を感じさせない「整理」だったからです。

この「整理」は日の丸の一〇〇%掲揚実施を、三脚であるにせよ、その内容としていました。「これまで『日の丸・君が代』強制反対といつていたのに、なぜ実施す

るのか」、この「整理」に対しての不信感から、生徒・保護者・地域との話し合いが続けられました。話し合いの中で、これまでの状況や経過を互いに確認し、「天皇制イデオロギーによって差別が強化され、教育の管理・統制が強化されることを阻止する」ための闘いの大枠の方向が、さだまっていきました。

しかし、時間不足もあり、実施できないとしてきたことを実施する矛盾は極にたつし、混乱は九一年度卒業式の前日まで続きました。この混乱は次にあげる「教育長見解」によって、矛盾をはらみながらも、当面收拾されることになりました。

日の丸・君が代については、学習指導要領が存在しているので、これを遵守しなければならない立場にある。

一九九二年二月二十八日  
広島県高等学校教職員組合  
執行委員長 小寺 好 様  
広島県教育委員会  
教育長 菅川健一

指導要領の原則からすれば、日の丸・君が代ともに掲揚・齊唱するのが筋であるが、君が代については歌詞が主権在民という憲法になじまないという見解もあり、身分差別につながるおそれもあり、国民の十分なコンセンサスが得られていない状況もある。また、教育内容に深くかかわる日の丸の掲揚についても、これを画一的に実施することは、教育原理からみると問題があるが、他県の動向・県内の状況から掲揚をしない今までいるということができない状況にある。

日の丸は、天皇制の補強や侵略、植民地支配に援用されたこと、これからもそのあやまちを繰り返すおそれを、日の丸のもつ問題として二十一世紀の国際社会に生きる児童生徒たちに教育内容としてあります。そこまではならない。その教育内容の補完があって、日の丸が掲揚できるものと考える。その教育内容については、校長を含む全教職員が創造するものであり、何人も介入してはならないという基本認識にたつ。そういう観点で考える時、日の丸・君が代にかかる廣島県教委の各地教委、校長へのこれまでの対応には、ゆきすぎもあり、教育内容をふまえての取り組みが不十分であったと反省せざるを得な

い。

以上の基本認識にたって、各地教委、校長にも対応する。

この「教育長見解」は、その後、三月五日の県教委の「文理解釈」により補強され、より具体化されました。以後、九八年の入学式まで、「日の丸・君が代」実施について、混乱なく推移してきました。

#### 四 「是正指導」と名をかりて

九八年四月一日の参院予算委員会に、小山孝雄議員（自民・神道政治連盟顧問）が、ある福山市立中学校教師を参考人として招致、証言させ、文部省に対し、現地調査に入るよう求めました。

町村信孝文相は「個々の学校について文部省が出張し

ていって、どうだこうだと言うべきではない、と考えている」と答弁しました。しかし、四月二七日、小学校課長他三人が「現地調査」と称して、広島県にやってきました。

調査結果に基づく是正項目は「卒業式・入学式の国旗

掲揚・国歌斉唱」等の九項目、調査項目は五項目でした。この「文部省是正指導（五月二〇日）」直後、当時の木曾教育長は「これまでの広島県における教育行政の方針は変えない。しかし、是正が求められている以上、法に触れるものなどは速やかに是正しなければならない。それらの中には長い歴史的経緯を含むものもあり、関係者と十分に協議しながら対応していきたい。」と表明しました。しかし、以後、まともな協議は行わず、関係者に対する窓口を閉じ、話し合いを拒否する態度に終始しました。

一九九年一二月一七日、県教委は臨時県立学校長会議を開催し、次の「通達」を県立学校長に発しました。

報道によると「辰野裕一・県教育長は『是正指導の証として（国旗・国歌の掲揚・斉唱）を実現していく必要がある』と語気を強めた」「質問の時間も設けられたが、質問は出なかった」（一二月一八日『朝日新聞』）ということです。

県教委の校長会議のマスコミ公開の意図は成功し、何を報道されるかわからないというマスコミへの不信感は会議の場での、校長の口を堅く閉ざしてしまいました。このことは校長からの質問・疑念・反論はなかつたといふ実績づくりに利用されました。

各県立学校長殿

教育長

平成一〇年一二月一七日

その翌週の月曜日（一二月二一日）、校長協会は、高教組との間に取り交わした「日の丸・君が代の取り扱いについて（1991／12／05）」の第二項の破棄を一方的に申し入れました。第二項目を再掲載します。

学校における国旗及び国歌の取扱について（通達）

本件の学校運営に関しては、去る五月二〇日、文部省から本県教育委員会に対し是正指導がなされ、その改善に向けて着実な取組みが進められてきているところです。

このうち、卒業式及び入学式などにおける国旗及び国歌の取扱いが学習指導要領に基づいて行われていないとの指摘については、今後、その改善に向けたいつそうの取組みが必要です。

については、教職員に別紙「卒業式及び入学式などにおける国旗及び国歌の取扱いについて」の趣旨の徹底を図るとともに、各学校において、国旗及び国歌の取扱いが学習指導要領に基づき適正に行われるようにしてください。

（再掲載）

二、君が代についても、その実施は原則的に当該校の自主的、主体的判断によるものとするが、歌詞の解釈をめぐっては種々の議論があり。それが君が代を実施するに当たっての混乱派生の要因になるという事実に立ち、新たな混乱は回避するという方向で双方努力する。

第一項の冒頭に「君が代についても」とあるように、第一項と切り離しての破棄は考えられません。さらに、校長協会は「混乱回避の努力」を放棄するということになります。「二・二八見解」以後、矛盾をはらみながらも混乱を回避してきたのは「双方努力」の結果であったはずです。

仮に「破棄」あるいは「解消」があるにしても、双方

の協議・納得があつて初めて成立するものです。この申し入れは、「双方努力」を精力的に続けてきたし、続けようとしている教育現場に矛盾を集中させ、九一年以前の混乱を再来させることになりました。

そのような中には、各学校においては、混乱なく行われた過去七回の卒業式の実績をふまえ、混乱回避の「双方努力」が続けられ、多くの学校で従来通りの形態が摸索されました。

このことを察知した県教委は、九九年一月一日、再度の県立学校校長会議を開催し、通達の徹底と完全実施を校長に指示しました。

小・中学校に対しては広島に次いで、一月一八日、福山教育事務所管内の校長会が開催されました。ところが四〇名以上の欠席者が出ていたうえに、出席した校長からは「日の丸・君が代」押しつけに抵抗する発言が相次ぎました。その後、県教委が欠席者に対する何らかの処置を考え始めたとき、県教委が招集する権限のない校長会を「法に反して」主催・開催したことによる教委自身が気づきました。この後の三次・尾道・海田では形態を変えた会が開催されましたが、この間、一連の校長に対する指導は、会の内容も含めて何ともお粗末な結末でした。

「双方努力」をも否定する県教委の権力的な対応の中で、通達を受け取った当事者である各校長は県教委より納得のいく説明を求めざるを得ませんでした。各校長は校長協会というまとまりの中で教育長に対し要請書を提出しました。

各地の小・中学校校長会から教育長に要請行動がなされた中、県立学校校長協会では、五地区のうち四地区的支部から教育長に対し要請書が出されました。校長協会尾三支部の要請書は次の通りです。一例として、掲載します。

広島県教育委員会  
教育長 辰野裕一様

一九九九年二月一七日

広島県公立高等学校校長協会尾三支部  
要 望 書

平素から尾三支部の公立学校の教育推進のために、格別のご支援をいただき、感謝しております。  
さて、このたびの卒業式において、「国旗及び国

歌の取り扱いが学習指導要領に基づき適正に行われるよう」通達がありました。

このことを実施していくにあたっては「一・二八見解」の中にも示されているように、身分差別につながるおそれもある「君が代」の歌詞と尾三地区の各校で取り組んできた同和教育との整合性について苦慮しております。

このことについて県教育委員会としての考え方を示していただくとともに、関係団体と協議を行つていただきよう要望します。

このような学校現場での「苦慮」を一顧だにせず、二月二三日、辰野教育長は、再々度の臨時県立校長会議を招集し、各校長に口頭で「職務命令」を出しました。その場では「君が代」について次のような「新見解?」を出しています。

### 「君が代」について

日本国憲法は、その前文で主権が国民に存することを宣言し、國民主権を基本原理とした上で、天皇

は日本国及び日本国民統合の象徴であり、その地位は国民の総意に基づくものと規定している。

このような天皇の地位は、國民主権、基本的人権の尊重、法の下の平等という憲法の理念と矛盾するものではない。

「君が代」の指導にあたっては、その歌詞の意味は日本国憲法の枠組みの中で解釈されるべきものである。

こうした考え方たち、日本国憲法の下での「君が代」は、國民統合の象徴である天皇を持つ我が国が反映するようとにとの願いを込めた歌と解釈すべきものである。

この文書は前記の校長協会尾三支部の「要請書」の二項目の要請に全く応えていません。

二月二八日、石川世羅高校長自死の直後、病院を訪れた当該の校長協会尾三支部・K支部長は、世羅高校教頭に、「校長の後は君が『君が代』をやる責任がある」という趣旨のことを病院玄関のところで言っています（二月二八日『芸備人権新報・号外』）。

会の長たるK支部長は、己の思想・考えが如何なるものであつても、前述の要請書にある「各校長の苦慮」を県教委に対し「要請」する立場でありこそそれ、他の県立学校との関係では「掲揚・斎唱」推進派であつてはなりません。まして、他の県立学校の教育に介入する位置にあろうはずがありません。

「推進派」に身を置くことによって、権力と自己を同化し、どんなことでも「言える、やれる」と錯覚した状態に陥った姿をここにみることができます。

県教委の脱教育的諸行為と介入は、子どもの教育に責任を持つ現場の長であるという立場を揺るがせ、「人間の良心」や「物事の道理」をも否定し、K支部長のように自分が何であったのかが認識できなくなる管理職を創出してしまいました。

権力と「日の丸・君が代」が結合するとき、「国旗・国歌」の本質が露呈し、上官の命令が、如何なる正義、良心よりも上位に位置した「過去」が再現されました。

## 五 「定員内不合格容認」 教育長答弁をめぐって

「日の丸・君が代」に反対している団体の主張していることはどんなことでも、否定しておけば間違いないとする

の短絡的な県教委の戦術は、教育現場が教育的であればあるだけ、その施策は脱教育的となつて現れます。

一九八九年九月一四日の県議会での「定員内不合格」もあり得るとの答弁はその典型です。

県教委は九四年以来受験者が定員を下回った場合、全員を合格とするよう指導してきました。この方針は、学校間格差の存在、入試制度の不備からくる中学校の進路指導の混迷や中高連携の不足等、今後、克服しなければならない課題は山積していますが、実質的に「希望者全員入学」を実現する必要条件です。

辰野教育長は「これまで定員内不合格者を出さないよう県教委が各校を指導してきたが、合格者の決定については、校長の『自主性』に任せるべきだ」と答弁しました。「日の丸・君が代」については、校長の自主性をまったく認めない流れの中での答弁ですから、だれもがその「自主性」はうそであり、本質は広島の人権教育・同和教育に対する攻撃であると見抜いていました。事後、私たちが「定員内不合格」について、協議でもしようものなら、「校長権限への介入」であるとして、「是正指導」に乗りだす始末です。

この方針転換は、九九年の入学試験では、六校七学科で三〇人の子どもの進路を奪うという結果を招いてしま

# 入試「適格者主義」を廃止

# 高校は全入

**中教審 年内にも提言**

中大教育審議会文相の質問欄には「五日まで」で、  
高校入試成績が定のしぶに違しないで取扱ふ  
不合法である。この「過格主義」を改めやうと提言する  
方針を認めた。「年次合格率」を算じては認められ  
ない。進学率が到底に上るなが、高校を「要職」  
とするの国民が大学の教育機関と位置づけ、学  
ぶが望む適性があれば、入学を認めて貰いたいとの考  
え。各都道府県の高専入試に影響を与えたうえ必  
至で、文部省ではやはり来春の「試験」か、「選抜」  
内々試験が大幅に減らる見通しである。(2面に解説)  
少子化の進展で、美國的定員割りとなる高校が増  
えてくること、一定の年齢が満たさ  
れてから、一年間休んでから再び入試に受けること、  
入学の前段階とするいわゆる  
「過格主義」を維持する。  
定員に余地があつたら、学  
力不足の理由に不採用を

文部省の調査では、受験  
生が最も多く出たのは、不  
格者榜を出しにした公私立高  
校は、最も高校の特  
は、昨春、全国四千八百三十一色」と記して、その教育

讀賣新聞 1999/09/06

いました。（子どもの人数は九九年五月一五日『中国新聞』）。

九九年九月六日の『読売新聞』は、「中央教育審議会（文相の諮問機関）は……、高校入試で成績が一定のレベルに達しない受験生を不合格にする『適格者主義』を改めるよう提言する方針を固めた。……各都道府県の高校入試に影響を与えることは必至で、文部省では早ければ来春の入試から、「定員内不合格」が大幅に経るとしている。」と報道しています。

「日の丸・君が代」の徹底を目論んでいる文部省・中教審を使って、県教委を批判するつもりはもとよりありませんが、子どもたちの進路保障をめぐる中央の流れを念頭に置くことができない、これまたお粗末な九八年九月二八日「教育長答弁」であつたことがわかります。

## 六 おわりに……もう一度「世論調査」は

「日の丸・君が代」の法制化の動きが加速される中、九九年五月、「国旗・国歌」についての世論調査が複数のマスコミから発表されました。ここで、産経新聞の調査結果を引用します。「国旗掲揚と国歌斉唱の学校での義務づけは」の問に対し

・賛成 四七・四%

・反対 三五・四%

・わからない 一四・四%

という結果となっています。

賛成が反対を上まわっていますが、「反対」と答えた数字からわかるように、「学習指導要領」の内容は、多くの人びとの納得が得られたものでないことがわかります。

「はじめに」で取り上げた読売新聞の世論調査とは、問の内容が違いますから、厳密な比較はできませんが、この調査結果では、三分の一以上の人人が「反対」と答えています。つまり、学校の卒業式・入学式に出席している三分の一の人は、「日の丸掲揚・君が代斉唱」にいやな思いを持っておられると言ふことです。  
さらに年代別の回答をみますと

☆二〇歳代

・賛成 二九%  
・反対 五五%

☆三〇歳代

・賛成 四〇%  
・反対 四三%

☆四〇歳代

・賛成	四四%
・反対	三四%
☆五〇歳代	
・賛成	五八%
・反対	二九%
☆六〇歳以上	
・賛成	六六%
・反対	一六%

となっています。

(ひらのみゆき：仮名)

本稿は、平野さんの投稿をもとにして、事務局の責任において、文書整理・加筆を行いました。今日までの経過を中心まとめあげることが目的でしたが、その目的が果たせていないことをお詫びします。  
 (事務局)

